

平成28年 第1回
教育委員会臨時会会議録

平成28年1月26日（火）
港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2438号

平成28年第1回臨時会

日時 平成28年1月26日(火) 午後3時00分開会

場所 教育委員会室

「出席委員」

委 員 長	澤 孝一郎
委員長職務代理者	小 島 洋 祐
委 員	綱 川 智 久
委 員	永 山 幸 江
教 育 長	小 池 眞喜夫

「説明のため出席した事務局職員」

次 長	益 口 清 美
庶務課長兼教育政策担当課長	佐 藤 雅 志
学 務 課 長	新 井 樹 夫
学校施設担当課長	奥 津 英一郎
生涯学習推進課長	山 田 吉 和
図書・文化財課長	前 田 憲 一
指 導 室 長	渡 辺 裕 之

「書記」

庶務課庶務係長	小野口 敬 一
庶務課庶務係	齊 藤 和 彦

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 議案第3号 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 2 議案第4号 港区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例について
- 3 議案第5号 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第6号 港区職員の退職管理に関する条例の制定について

日程第2 教育長報告事項

- 1 港区立青山運動場(野球場)の利用再開について
- 2 重要文化財「有章院(徳川家継)霊廟二天門」建造物保存修理事業について
- 3 平成27年度港区の図書館サービスに関するアンケート調査の実施について

- 4 平成27年度卒業式・修了式「お祝いの言葉」について
- 5 生涯学習推進課の2月事業予定について
- 6 図書館・郷土資料館の2月行事予定について
- 7 2月指導室事業予定について

「開 会」

○澤委員長 皆さん、こんにちは。ただいまから、平成28年第1回港区教育委員会臨時会を開催いたします。 (午後3時00分)

こここのところ急に冷え込みが強くなってきました。

幼稚園、小・中学校において、インフルエンザによる臨時休業の情報がちらほらと入ってきていますが、どんな状況ですか。

○学務課長 にじのはし幼稚園で学年閉鎖が、港陽小学校で学級閉鎖が発生しました。

○澤委員長 小学校では中学受験が、中学校では高校受験を控えていますので、子どもたちにとって大事な時期です。感染があまり広がらないよう願っています。

「会議録署名委員」

○澤委員長 それでは、日程に入ります。

本日の署名委員は、小池教育長にお願いします。

第1 審議事項

1 議案第3号 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○澤委員長 日程第1、審議事項に入ります。

議案第3号「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、議案第3号「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

議案資料ナンバー1です。

資料の構成は、1～3ページが改正する条例の案文、5～9ページが条例の新旧対照表、13ページが今回の改正の概要となっています。15～16ページには地方公務員法と行政不服審査法の改正について解説したものをおつけしています。17～19ページには関係法律に該当する条文の新旧対照表がございますので、随時ご覧いただきながらご審議いただきたいと思います。

このたびの条例改正は、平成28年4月に地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定を整備するものです。

まず、15ページをご覧ください。地方公務員法の改正に関する内容です。

初めに、「等級別基準職務表」についてです。職務給の原則については、地方公務員法第24条第1項において「職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない」と規定されており、職務給原則をより徹底するため、「等級別基準職務表」については、給与に関する条例で規定すると改正されました。このため、これまで、職務の級については、「港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則」で規定していましたが、今後は「港区幼稚園教育職員の給与に関する

る条例」で規定します。

5 ページの新旧対照表をご覧ください。これまで規則で定めておりました職務の級については、第6条第3項で規定する別表第二、等級別基準職務表を定めるものです。別表第二等級別基準職務票は、11 ページにおつけしていますのでご覧ください。

次に、分限処分における降給についてです。職員の職務を遂行する能力や業績を把握して、人事管理をより徹底するため、人事評価制度を導入し、任用、給与、分限等人事管理の基礎とします。分限処分には、免職、降任、休職、降給の4つがあり「港区職員の分限に関する条例」では、降給についての規定はありませんでした。分限処分における降給の導入について、昨年の特別区人事委員会勧告において、速やかに導入することが必要と言及されました。このため、分限に関する条例を改正して、降給について明確化するものです。

5 ページの新旧対照表をご覧ください。分限処分における降給の具体的内容については、条例第7条第6項で規定しており、降給する場合は今の号給より3号給下位の号給とします。

次に、16 ページをご覧ください。行政不服審査法の改正に関する内容です。

改正行政不服審査法では、第三者機関のチェックによる公正性の向上、また、現行の異議申立て手続を廃止して、不服申立ての手続きを審査請求に一元化するものです。さらに、審査請求をすることができる期間を60日以内から3か月以内に延長する改正が行われます。このため、8ページにありますとおり、条例第29条第2項で法律を引用している法律番号や条項番号が変わるため、法律に合わせて変更するものです。

以上が、改正の主な内容です。

この条例の施行期日は、平成28年4月1日です。

今後の予定ですが、教育委員会でご決定いただきました後、平成28年第1回港区議会定例会に議案として提出いたします。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

○小島委員 降給の場合は、3号給下位の号給とすることを条例で定めるということですが、地方公務員法で規定するので、それに連動させるということですか。3号給下位の号給とするというのは、どこから出てきたのでしょうか。

○庶務課長 地方公務員法では、特に3号給という決め方はしていません。こちらについては、特別区人事委員会で決めたもので、労使交渉の末、3号給で妥結したということです。

○小島委員 一定の行為があった場合に、それに対する評価をして、それなりの処分をする。その内容に応じて相応の降格処分をするのだろうと思いますが、なぜ、一律で3号給下位にするのか疑問です。

○庶務課長 降給する場合は、職員の勤務状況を示す事実に基づいて、勤務実績がよくないと認められる場合という規定です。勤務実績がよくないとは何かということですが、人事評定をしている中で年を続けて一番下の位置に属する場合があります。

最終的に処分を決定するにあたっては、当然ながら、その職員についての勤務実績を判断していく上での事実を記録した文章。他の職員と比べて明らかに劣るという事由を明確にした文章。例えば、職務上の誤りを行った事実や管理監督者に対してどのように行ったかという様々な記録をもとに判断します。分限処分を受けるということは、一定の状態が判断基準に該当すると認められた場合に処遇がくだされるということです。

○小島委員 このような行為をした場合には、例えば懲戒解雇とかいろいろな処分があるわけですね。ここで今審議しているのは、その中のうちのある一定の範囲の問題について、降給処分に該当するということなので、この一定の範囲がそれほど変わっていないため一律に3号給下位としてもおかしくないということですね。3号給や2号給や1号給と、柔軟に判断すればよいのにと思っていたのですが、大体そのような理解でよいのですか。

○教育長 非違行為を起こした場合の懲戒処分としての降給ということではなくて、これは分限ですから、勤務成績で判断する形です。逆に、勤務成績がよい者については昇給させるという制度もあります。

○澤委員長 職務給原則を徹底するために、規定を規則から条例へ改正するということです。職務給の原則は職務と責任に応じて給料を払うということと理解していますが、規則から条例になることで効果とか何かあるのでしょうか。ただ法律が変わったから変えるということですか。

○庶務課長 説明が足らなかったようで申し訳ありません。地方公務員法の改正の狙いは、まず、職員の能力や実績に基づいて人事管理をする。職員の力をしっかり評価していく。客観的に評価をする。ということで、マイナスばかりでなくプラスにも作用されます。それには、持っている能力、実際発揮した能力や業績をまず上司がしっかりと把握し、評価をして、それを職員へフィードバックすることで行政力がより高まるということです。

港区は、いち早く人事考課制度による評価を実施していました。国が今回法律を改正したのは、全国的に見て市区町村での実施率が約3割であることが引き金になったのではないかと考えています。

○澤委員長 わかりました。

それでは、採決に入ります。

議案第3号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは、議案第3号について、原案どおり可決することに決定いたしました。

2 議案第4号 港区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例について

○澤委員長 次に、議案第4号「港区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例について」説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、議案第4号「港区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

議案資料ナンバー2です。

資料の構成は、1ページが改正条例の案文です。2ページが新旧対照表、3ページが今回の改正の概要となっています。

3ページをご覧ください。

平成28年4月の地方公務員法の改正に伴い、一部引用している条項番号が変わりましたので、本条例を改正するものです。

改正の内容については、2ページの新旧対照表をご覧ください。これまで、地方公務員法第24条第6項では、先ほどの議案第3号の議案資料ナンバー1の17ページ(地方公務員法の参照条文)をご覧くださいと、現行の第24条第2項の規定が削除されました。それに伴い、第3項以降の条項番号が繰り上がったため、その旨を本条例で改正するものです。施行期日は同じく平成28年4月1日です。

今後の予定ですが、教育委員会でご決定いただきました後、同じく平成28年第1回港区議会定例会に議案として提出いたします。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

特によろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。

議案第4号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは、議案第4号について、原案どおり可決することに決定いたしました。

3 議案第5号 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○澤委員長 次に、議案第5号「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」説明をお願いします。

○指導室長 それでは、議案第5号「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

議案資料ナンバー3です。1ページが改正条例の案文、2ページが条例の新旧対照表、3ページが改正の概要となっています。

3ページをご覧ください。

ただいまご審議ご決定いただきました議案第4号と同様、平成28年4月1日に地方公務員法の一部改正に伴い、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の規定を整備するものです。先ほどの議案第3号で庶務課長から説明があったとおり、職務給原則を徹底するため、地方公務員法第24条第2項が削除され、等級別基準職務表の規定が第25条2項に盛り込まれます。第

24条第6項が第5項となったことから、本条例で引用している条項番号を変更するものです。2ページの新旧対照表の線が引いてある部分でその旨を示しています。

施行期日は平成28年4月1日です。

今後の予定ですが、ご決定いただきました後、平成28年第1回港区議会定例会に議案として提出いたします。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

議案第4号と同じように、新しい条項番号に合わせるということです。よろしいでしょうか。それでは、採決に入ります。

議案第5号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは、議案第5号について、原案どおり可決することに決定いたしました。

4 議案第6号 港区職員の退職管理に関する条例の制定について

○澤委員長 次に、議案第6号「港区職員の退職管理に関する条例の制定について」説明をお願いします。

○指導室長 それでは、議案第6号「港区職員の退職管理に関する条例の制定について」ご説明いたします。

差しかえさせていただきます議案資料ナンバー4です。

1～2ページが条例の案文、3～4ページが条例の制度の概要について、5ページが再就職者による依頼等の規制のイメージ図、6ページが再就職情報の届出義務期間のイメージ図、7ページが本条例にかかわる地方公務員法の抜粋となっています。

初めに、7ページをご覧ください。

地方公務員法の平成25年改正により、第3章職員に適用される基準の中に、第6節の2として退職管理という項目が追加され、全ての職員を対象として、再就職の契約事務等に関して働きかけを禁止したものです。

地方公務員法第38条の2第8項では、部長又は課長級職員として在職した全期間についても、離職前5年より前の期間を含めて、働きかけ規制の範囲とすることを定めることとなったことから、新たに本条例を制定するものです。

これについて、5ページでご説明いたします。①-ア、①-イ、②については、先ほどご説明したとおり、地方公務員法により再就職する職員の依頼等についての規制がそのまま適用されるものを図示したものです。③については、破線で囲んだ四角囲いの部分が、管理職員（部長級、課長級の管理職員）となりますが、管理職員には②で規制している条例部長または教育長に就いていた期間と同様に、離職前5年よりも以前に在職していた全期間について、本条例の制定により規制の対象とすることとします。

7ページの（地方公共団体の構ずる措置）をご覧ください。第38条の6第2項では、管理職員が営利企業等に再就職した場合、離職後2年間は再就職情報を届けなければならないことを条例に定める旨が記載されています。6ページでこのイメージを示していますのでご覧ください。例が3つあります。①平成28年3月31日で離職にし、同年4月1日に再就職した例です。2年間、再就職情報を届け出なければならないので、平成30年3月30日まで届け出が必要となります。②、③は、本条例の施行前に離職し再就職していた例です。どちらも平成29年3月30日まで届け出義務が発生することを示しています。

3ページをご覧ください。

1 条例制定の趣旨です。

5ページ以降の資料で説明したとおり、区民の信頼確保、職務の公正な執行及び区政運営の透明性を確保するため、本条例を制定するものです。

2 条例の内容です。

(1) 再就職者による依頼等の規制（元職員による働きかけの規制）です。法の対象とならない③を条例で規制します。2つ目の米印にあるように、管理職員の範囲は、校長及び副校長並びに幼稚園の園長及び副園長を含むとしています。これは、地方公務員法第38条の2第8項に基づき、人事委員会規則で規定されたことを受けて、特別区人事委員会が定めたものです。

(2) 再就職情報の届け出です。離職後2年間の再就職情報の届け出を義務付けるものです。(1)と同様、管理職員の範囲を校園長等とすることについては、地方公務員法第38条の6第2項に基づき、人事委員会規則で規定されました。

3 条例の概要についてです。

第1条には趣旨を、第2条には再就職者による依頼等の規制についてを、第3条には任命権者への届出について、付則として、施行期日は平成28年4月1日としています。

4 今後の予定です。

本日もご決定いただきました後、2月1日の臨時庁議で区長部局の議案として提出することを報告し、平成28年第1回港区議会定例会に議案として提出いたします。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

○綱川委員 この依頼事項というのは、規則などで明確に定められているものがあるのでしょうか。

○指導室長 依頼事項については、例えば校長が退職後に教育機関や私立学校等営利企業に再就職した場合に、以前勤めていた学校等に対して働きかけをすることなど、様々な事案があると捉えています。個別の一つの案件については、東京都教育委員会の人事部と調整をしながら確定していくものと思っています。現時点では、余り明確にはなっていない状況です。まず、条例を定めた上で、一つ一つの案件が明確になった時点できちんと明らかにしていこうと思っています。

○綱川委員 今、教科書の問題がいろいろと報道されています。依頼については、職務権限があるかないかが非常に微妙なところですが、選定する委員ではないから謝礼をもらっても関係ないと言わ

れていますが、地方公務員法に抵触するかもしれませんよね。条例を制定したけれど、細かい部分が決まっていなるとなると、発生した事案を一つ一つ問題として取り上げるということですか。

○指導室長 契約事務等に関しての働きかけということで、便宜供与等が行われた場合は、また別の案件として、それを含む事案として取り上げ、そのときに法律の部分の適用させて処分が決まるのではないかと思います。

○小島委員 公務員で一定の地位にあった人は、それなりの影響力があるので、営利企業に再就職した後、一定の地位にあった影響力を不当に行使して働きかけたりしてはいけないということですから、まず、法のくくりとして、こういう条例で決めることは大事なことです。さらに、どういう場合が不当なのかということは、綱川委員が言われるように、今後、一つ一つ事例を重ねていくことによって出てくるのだろうという気はします。

3ページの2条例の内容(1)で、①と②はもう既に法律で決まっています、今回条例で定めるのは③ということですが、国の部課長相当職(管理職員(条例部長、教育長を除く))とは、何を示しているのでしょうか。本条例で適用とされるのは、校長、副校長、園長、副園長の4者だということでしょうか。

○指導室長 はい。おっしゃるとおりでございます。

○小島委員 そうですか。わかりました。③は校園長、副校園長で、①②の中に一般教職員が入るのですね。

○綱川委員 今回、わざわざそれを入れたということは、今までは規制されていなかったということですか。

○指導室長 法律が平成28年4月1日施行ですので、今までは、モラル上こういうことはしてはいけないということはあるながら、法律では定めはなかったということです。4月1日から5ページで示した形になりますので、離職前5年間に限らず、遡って期限制限なしにそのような職についていた者は2年間契約事務に関して働きかけを禁止するという趣旨になります。

○澤委員長 ご質問はこの辺でよろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。

議案第6号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは、議案第6号について、原案どおり可決することに決定いたしました。

第2 教育長報告事項

1 港区立青山運動場(野球場)の利用再開について

○澤委員長 次に、日程第2、教育長報告事項に入ります。

では、「港区立青山運動場(野球場)の利用再開について」説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、「港区立青山運動場(野球場)の利用再開について」ご報告いたします。

資料ナンバー1をご覧ください。

青山運動場野球場のセカンド付近の陥没は、昨年の3月中旬に発生しまして、それ以降利用を休止していました。その後原因調査を行った結果、原因が特定され、工事の内容や工程が決まり、昨年9月8日開催の当委員会定例会において、復旧工事についてご報告させていただいたところです。

このたび、明日1月27日に工事が終了し、利用を再開できることが確実となりましたので、ご報告させていただくものです。

1 利用再開日です。

1月30日（土）曜日から利用を再開いたします。

2 利用申し込み手続です。

1・2月分は、施設予約システムによる予約が困難なことから、往復ハガキ又は施設窓口にて、申込みを受付け、スポーツセンターにおいて1月23日に公開抽選を行いました。公開抽選の立会いは1名でしたが厳正に行われました。3月以降分については、通常どおり施設予約システムによる抽選申込みを行います。

なお、1月上旬に、利用団体には、これらの利用申し込み手続を通知文によりお知らせしています。ただ、まだ施設の再開日が確定しておりませんでしたので、通知文には、工事の遅れも考えられることから、当初の期間は開けられない可能性があることをご了解いただいた上で申込みいただくような形をとらせていただきました。

3 利用者への周知方法については、記載のとおりです。

簡単ですが、ご報告は以上です。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

区民の皆さんが運動施設の利用を楽しみにしています。陥没の原因の究明に時間がかかって、再開までに大分時間がかかってしまいました。やっと再開となりうれしいことです。

それでは、この案件はよろしいでしょうか。

(なし)

2 重要文化財「有章院（徳川家継）霊廟二天門」建造物保存修理事業について

○澤委員長 次に、「重要文化財「有章院（徳川家継）霊廟二天門」建造物保存修理事業について」説明をお願いします。

○図書・文化財課長 それでは、「重要文化財「有章院（徳川家継）霊廟二天門」建造物保存修理事業について」資料ナンバー2を使いましてご説明いたします。

重要文化財有章院霊廟二天門の所有者は徳川恒孝氏になります。第七代将軍徳川家継は法名を有章院と言い、その霊廟の入口にあたる門です。廟あるいは霊廟とは、一般的には、祖先あるいは崇拝の対象となる人物の霊を祀るところ、参拝所を指しますが、我が国では、遺体を葬る場所、埋葬所も霊廟となります。江戸時代、地方大名の霊廟は、埋葬所のみで構成されることが一般的でしたが、徳川将軍家の霊廟は、遺体の埋葬所と霊を祭る参拝所を別棟にしつつも、両者を参道で連結さ

せて、同じ敷地内に造営したという特徴があります。

徳川将軍家の霊廟は、第八代吉宗公以、来造営されなくなったことから、有章院霊廟二天門は最後の将軍家の霊廟となります。戦前には、有章院霊廟を含め、台徳院（第二代秀忠）文昭院（第六代家宣）霊廟等の建造物が国指定文化財でしたが、昭和20年の空襲により、台徳院霊廟惣門と有章院霊廟二天門等、わずかな建造物を除き焼失しました。

有章院霊廟二天門は、資料の裏面にございます写真のとおり大分煤けていますが、本来は漆塗りの門柱や垂木、装飾類の金箔など、壮麗さが特徴的な建造物ですが、戦火を逃れたものの、昭和30年代の修理工事を最後に修理が行われず現在に至っており、漆塗装の剥落など劣化が顕著です。

今年度、国宝重要文化財等保存整備費が交付されることになった建造物保存修理事業として、事業期間は平成27年度から平成30年度まで修理工事が実施されることとなりました。事業内容等は記載のとおり、総事業費は3億5,260万円となっています。内訳としては、国庫補助金が2億6,445万円で事業費の約75%、都補助金が3,526万円で事業費の約10%、残りが自己負担で5,289万円で事業費の約15%となっています。

建造物保存修理事業において、腐った木材の取りかえや繕い、銅瓦の補修等を行う屋根の修理工事や正面扉の塗装面の漆再塗装、木部補修、金具補修等の修理が行われることとなっています。

港区文化財保護条例の規定による文化財の保存事業を促進するため、平成27年度補助金を交付することといたします。なお、補助金については、港区議会第1回定例会に補正予算案として提出を予定しています。

区の補助額は、300万円です。

今回の保存修理は、個人所有である有章院霊廟二天門を永く適切な状態で保存し、安全な環境で来訪者が鑑賞できる状態にすることを目的としています。修復後は、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、来訪者が一層増えることが予測されます。

甚だ簡単ですが、説明は以上です。

○澤委員長 ただいまの質問に対して、ご質問ございますか。

○綱川委員 事業期間は4年間ですね。総事業費が3億5,260万円ですが、自己負担5,289万円の50%を区が補助することは決まっているのでしょうか。

○図書・文化財課長 現在、国で認められている総事業費が3億5,260万です。平成27年度の事業費は4,000万円、区が補助金とする額が300万円となります。平成28年第1回港区議会定例会に補正予算として提出したいと考えています。平成28年度事業としては、1億4,000万円分の事業が計画されていますので、比率を掛けると区の補助金額は1,050万になります。こちらについては、平成28年度当初予算として組み込むよう予定しています。

○澤委員長 裏面に記載されているように、東京オリンピック・パラリンピック開催に向け文化財の整備をすることは非常によいことだと思います。

修理が終わると、かなり見栄えのよいものになるのでしょうかね。

○図書・文化財課長 今回の補修のメインは門となっていますが、合わせて仁王像も修復をしてい

ただける予定です。ただ、重要文化財として指定されているのは門自体で、仁王像は文化財としての指定は今現在ありませんので、修復完了後、文化財の指定等について徳川家とお話をしていくようになると思います。

○澤委員長 それでは、この案件はよろしいでしょうか。

(なし)

3 平成27年度港区の図書館サービスに関するアンケート調査の実施について

○澤委員長 次に、「平成27年度港区の図書館サービスに関するアンケート調査の実施について」説明をお願いします。

○図書・文化財課長 それでは、「平成27年度港区の図書館サービスに関するアンケート調査の実施について」ご説明いたします。

資料ナンバー3をご覧ください。

アンケート調査は、平成17年9月、現在の図書館サービス推進計画の前身となる第1次港区立図書館基本計画策定に利用者の声を反映させるため調査を開始したものです。その後、毎年度実施してまいりました。

1 目的です。

図書館をどのようにご利用いただき、どのくらい図書館サービスに満足していただいているかご意見・ご要望を伺い、図書館運営の参考とさせていただいております。さらに、今年度は、平成27年2月に策定した港区立図書館サービス推進計画、港区子ども読書活動推進計画で掲げた目標が図書館サービスの充実に役立っているかなどの質問項目を追加し、新たなアンケート調査を実施します。

2 調査対象です。

区立図書館で5,000枚、区立図書館の連携施設（リーブラの図書資料室、台場区民センター図書室、青山生涯学習館図書室）で300枚を配布する予定です。昨年度は、約4,600枚配布して、回答は1,300枚でした。今回5,300枚まで配付を増やすことにより、回答を1,500枚ぐらいにしたいと考えています。昨年度は、回収率が約28%でしたので、30%を超えることを目標としています。

3 調査方法です。

図書館等の職員及びスタッフが利用者にアンケート調査用紙を配布し、記入いただいたものを窓口及び回収ボックスで回収します。これは例年どおりです。

4 調査項目です。

利用者の居住地や図書館の利用状況、港区の図書館の事業内容やサービス等について。今回から、子ども読書活動推進計画に関連した、乳幼児・児童・中高生に関するサービスについても調査項目とします。

5 主な変更点です。

昨年までと変更となったところは、アンケート調査表の3ページ、問5②です。従来開館時間についての項目はありましたが、今回、②として図書館の開館日の項目を追加しました。

続いて問5①です。図書館ホームページや館内資料の検索機での蔵書検索・予約の操作方法等について伺うこととします。

続いて、5ページから今回新たに項目として追加したものです。子ども読書活動推進計画に関するアンケートになります。問8から問13です。

再度資料ナンバー3の裏面をご覧ください。

6 スケジュール（予定）です。

調査期間は、3月14日（月）から31日（木）までを予定しています。今回調査期間を約1週間延ばしたのは、子ども読書活動推進計画の関連を新たに加えたので、春休みの一定期間を調査期間に入れたためです。

7 利用者への周知です。

3月11日号の広報みなとへ掲載します。港区ホームページ及び港区立図書館ホームページへアンケート調査を実施する記事を掲載します。また、今回から、港区ホームページや港区立図書館ホームページへ、この調査用紙をアップする予定としています。また、図書館、連携施設内でのポスターの掲示も合わせて実施いたします。

簡単ですが、説明は以上です。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

○綱川委員 ホームページ上に調査用紙をアップするということですが、これはその場で回答できるようなつくりにするのか、図書館でアンケート調査を行っているのでは是非ご協力くださいと記載するのか、どちらですか。

○図書・文化財課長 現在のホームページ上で、回答できるようなつくりにするのは難しい状況があります。ホームページ上にアップした調査用紙をダウンロードして、それを図書館に持ってきていただく形を考えています。それにより、図書館でアンケート調査用紙の配布を受けなかった方にも、アンケート調査を実施していることに気づいていただき回収に協力いただけるものと考えています。

○綱川委員 わかりました。

○永山委員 アンケート調査用紙の5ページで、問9と問12のところに理由を書く欄が設けられています。どういう理由を書いているのか、とても漠然とし過ぎています。「参加したことがある」又は「参加したことがない」ことから、その理由を書いてもらうようなイメージなのでしょうか。もう少しわかりやすく、何か説明を入れたほうが記入しやすいと思います。

○図書・文化財課長 まず、問9の理由のところは、「参加したことがない」と回答した方にどんな理由で参加したことがないのか。知らなかったから、曜日が合わないからなどを記入していただけるのではと期待しているところです。

○永山委員 参加したことがない場合に理由を記入するようには見えませんね。

○**図書・文化財課長** 参加したことがある方には、要望などを書いてもらえることを期待して、大ぐくりでつくったつもりでしたが、その部分については、再度検討させていただきます。

問12は、こちらも「活動したくない」と回答した方に、日程が合わないなどどんな理由からなのかを記入していただけたらと考えていましたが、わかりづらいというご指摘をいただきましたので訂正をいたします。

○**小島委員** 問12で「活動してみたい」と回答した方には、どんな条件だったら活動に参加しますか、参加してみたいですか。そういうふう聞いてはどうですか。

○**図書・文化財課長** 児童サービスボランティアにもっと多く登録してもらって活動を続けることが一番の課題だと思っております。児童サービスボランティアの登録はそれほど多くない状況ですが、図書館では利用希望がとても多くなってきているので、頻繁に登録へのお声かけはしてる状況ではあります。説明のところを少し訂正させていただきます。

○**澤委員長** それでは、問9のおはなし会などに「参加したことがある」「参加したことはない」の理由を書く部分と、問12の児童ボランティアとして「活動してみたい」「活動したくない」の理由を書く部分は、記入しやすいように工夫をしていただくということですね。

○**綱川委員** 問13に「希望されるサービスがありましたらご記入ください」とあります。ボランティアが少ない状況もあるので「何か協力できますか」ということもプラスして書いておくと、こんなことができますというような積極的な回答も期待できるのではないですか。

○**図書・文化財課長** 図書館サービス推進計画でも、ボランティアの皆さんが図書館で活動していただけるものがあれば、行事としてやらせていただくこととしています。実は今、英語での読み聞かせをするための講座を実施してもらえないかという意見が1件寄せられています。読み聞かせボランティアの先生をやりたいという声もいただいています、近々お話を伺うことになっていますので、委員からのご指摘についても1行訂正を入れさせていただきます。

○**澤委員長** 図書館は、教育委員会の中でも区民の皆さんと密接につながっており、重要な機関です。区民の皆さんに喜んでいただき、区民の皆さんと一体となってよい図書館サービスが提供できるようにしていきたいと思っております。このアンケート調査はそういう意味でも重要な一つの企画だと思います

それでは、この案件はよろしいでしょうか。

(なし)

4 平成27年度卒業式・修了式「お祝いの言葉」について

○**澤委員長** 次に、「平成27年度卒業式・修了式「お祝いの言葉」について」説明をお願いします。

○**指導室長** それでは、幼稚園の修了式のお祝いの言葉と、小学校卒業式、中学校卒業式のお祝いの言葉(案)を読み上げさせていただきます、ご意見等を頂戴したいと存じます。

まず、幼稚園修了式のお祝いの言葉です。

○○組の皆さん、修了、おめでとうございます。

先ほど、〇〇園長先生から、名前を呼ばれて、修了証書を受け取られた皆さん一人ひとりの姿はとても立派でした。園長先生のお話を聞くときも、姿勢よくしっかり聞くことができました。今までの幼稚園の生活を通して、皆さんがしっかりとしたお兄さんお姉さんに成長したことが伝わってきました。

皆さん、〇〇幼稚園で楽しい思い出がたくさんできたでしょうか。

皆さんは、毎朝、おうちの人と手をつなぎ、「おはようございます。」と元気なあいさつをして幼稚園に通いました。そして、お家の方が作ってくれたお弁当をおいしくいただいたことでしょう。おうちの人に「ありがとう。」という気持ちを忘れないでくださいね。

幼稚園では、片付けや当番の仕事など、進んで自分のことは自分でしたり、なわとびやこま回しなど、少し難しいことにも繰り返し挑戦しました。

友達と、協力して取り組んだ劇や合奏、力いっぱい走った運動会など、心に残る思い出がたくさんできましたね。

これまで、皆さんが力を合わせて頑張ってきたので、〇〇幼稚園はますます明るく楽しい幼稚園になりました。

4月から皆さんは小学校1年生です。港区の小学校では、国語や算数のほか、英語の勉強も始まります。お昼にはおいしい給食を食べます。わくわくドキドキするような楽しいことが皆さんを待っています。新しい友達との出会いも楽しみにして、たくさん遊び、たくさんのことを勉強して、元気な1年生になってください。

さて、保護者の皆様、本日はお子様の幼稚園修了、誠にありがとうございます。ご家庭で愛情を注いで育ててこられたお子様の晴れの姿に、胸を熱くされたことと思います。

子どもたちの心豊かで健やかな成長は、ご家庭の愛情はもちろんのこと、PTA並びに地域の皆様、関係の皆様の温かいご理解とご支援、ご協力のおかげです。心から御礼申し上げます。

結びに、本日まで園児を教え導いてくださいました、〇〇園長先生をはじめ、教職員の皆様に深く感謝申し上げ、お祝いの言葉といたします。平成28年3月17日、港区長武井雅昭、港区教育委員会。

以上です。

○澤委員長 ただいまの幼稚園修了式のお祝いの言葉について、ご意見ございますか。

○小島委員 はじめの部分で、〇〇組の皆さんというのは今まではなかったと思うのですが。

○指導室長 今までは、年長組の皆さんでした。今回、組の名前を入れたほうがよいということで、2クラスある場合はそれぞれを記載したものを準備したいと考えています。

○綱川委員 昨年もそうだったかもしれませんが、中程に「お弁当をおいしくいただいたことでしょう。」と、おうちの方が作ってくれたからいただいたと書いていて、後半では「給食を食べます。」と書いてあります。幼稚園の子どもたちに「いただいた」と「食べます」と2つの言い回しが少しわかりづらいのではと思うので、検討してください。

○指導室長 検討いたします。

○澤委員長 幼稚園の3年保育を12園で実施するまでになりました。3歳の園児が入園したばかりの頃は、お母さんからなかなか離れがたい子が何人かいて、泣いたり、騒いだりして大変なこともあります。修了式になると、一人ひとりがきちんとマナーを守ることができて、3年間あるいは2年間の子どもたちの成長はすごいなといつも感じます。

○綱川委員 調整した内容をもう一度報告してもらえますよね。

○指導室長 次回の定例会の際、ご報告したいと考えています。

○澤委員長 それでは、小学校卒業式のお祝いの言葉をお願いします。

○指導室長 小学校卒業式のお祝いの言葉です。

卒業生の皆さん、本日ここに小学校6年間の全課程を修了され、晴れて卒業のときを迎えられましたことを、心からお慶び申し上げます。

保護者の皆様、お子様のご卒業、誠におめでとうございます。大きく成長されたお子様の姿をご覧になり、喜びもひとしおのことと思います。

ただいま、皆さんは校長先生から一人ひとり、卒業証書を受け取りました。皆さんの凛々しい表情から、卒業の日を迎えた喜びと、これからの中学校生活に対する大きな期待を感じました。

ここで、新たな生活に向かって羽ばたく卒業生の皆さんに、港区並びに港区教育委員会より、一言お祝いの言葉を贈ります。

昨年9月から10月にかけて、ラグビーの第8回ワールドカップイングランド大会が開催されました。日本が、過去ワールドカップで二度優勝している南アフリカを破り大金星を挙げたことは記憶に新しいことと思います。日本がワールドカップで勝つのは1991年大会以来、24年ぶりのことで、3点リードされて迎えた終了間際の日本の逆転勝利を、海外のメディアが「史上最大の快挙」と称賛しました。ワールドカップでなかなか勝つことができなかつた日本が南アフリカに勝つことができたのは、たまたま勝てたわけでも、相手の調子が悪かつたわけでもありません。世界一厳しいと言われるほどの練習を地道に積み重ねることで自信をつけてきた結果です。

日本代表は、前回のワールドカップの敗戦から、勝つために必要な課題を明らかにし、緻密に練られた強化プランを着実に実践したのです。練習は朝5時から始まり、夜にはウエートトレーニングを行い、着ているシャツを絞れば、数リットルもの汗が出るほどの厳しい練習でした。技術面で力をつけたことで、一歩先を見据え、どの選手も戦術について自分の考えをしっかりと伝え、議論することができるようになったそうです。

選手たちは、技術面だけではなく、精神面も強くなったことで、自信がみなぎりました。勝ちたいという思いと自分のチームへの誇りも芽生え、「勝って新しい歴史をつくる」という強い信念を持つことができたのです。だからこそ、過酷な練習にも耐え、あの歴史的な勝利を得ることができたのです。

卒業生の皆さんは、自分の将来について、いろいろな夢や希望を抱いていることでしょう。ぜひ、ラグビーの日本代表にならい、強い信念をもち、努力を積み重ね、挑戦し続けてください。辛いときや悩むときもあるでしょうが、きっと夢を実現できる日が来ると信じて、これからの道を進んで

いってください。

結びに、〇〇校長先生をはじめ教職員の方々と、本校の教育活動に惜しみないご協力とご理解を賜りましたPTA並びに地域の皆様に心より感謝を申し上げますとともに、〇〇名の卒業生の皆さんのご健康とご活躍を心からお祈りし、お祝いの言葉といたします。平成28年3月25日、港区長武井雅昭、港区教育委員会。

以上です。

○澤委員長 ただいまの小学校卒業式のお祝いの言葉について、ご意見ございますか。

○綱川委員 港区では、タグラグビー教室を4校で実施していますが、そこに絡められるともっと親しみが湧くのではと思いますが、難しいですか。

○指導室長 全ての学校で取り上げていることではありませんし、今回は日本の代表チームが優勝したことに関わって、なるべくコンパクトにした形で作成するという趣旨もございますので、今回組み込みませんでした。

○綱川委員 わかりました。

○教育長 文章の長さは大体例年と同じぐらいですか。

○指導室長 昨年と同じ1,200字です。

○澤委員長 それでは、よろしいでしょうか。こちらもお気づきの点がありましたら、指導室へお伝え願います。

次に、中学校卒業式のお祝いの言葉をお願いします。

○指導室長 中学校卒業式のお祝いの言葉です。

卒業生の皆さん、ご卒業おめでとうでございます。本日ここに義務教育9年間の全課程を修了され、晴れて卒業のときを迎えられましたことを、心からお慶び申し上げます。

保護者の皆様、お子様のご卒業、誠におめでとうでございます。立派に成長されたお子様の姿をご覧になり、喜びもひとしおのことと思います。

ただいま、皆さんは校長先生から中学校3年間の課程を修了した証である卒業証書を受け取りました。皆さんの清々しい表情からは卒業の日を迎えた喜びと、これからの人生に対する大きな期待が満ちあふれており、その堂々とした姿は頼もしいかぎりです。

ここで、新たな進路に向かって羽ばたく卒業生の皆さんに、港区並びに港区教育委員会より、一言お祝いの言葉を贈ります。

昨年、港区にキャンパスがある北里大学の¹大村智特別荣誉教授は、寄生虫に起因する人の失明の危機を、微生物の特性を生かして治療する「イベルメクチン」という薬剤の開発に成功したことが評価され、ノーベル生理学・医学賞を受賞しました。イベルメクチンは、画期的な薬剤だと言われ、現在、治療効果が世界中で認められており、開発途上国を中心に毎年2億人以上の患者を救っています。この薬剤の実用化は、非常に困難とされていましたが、大村教授は約40年もの間挑戦し続け、高い理想と大きな夢を抱いて、努力を積み重ねてこられました。この姿勢は、私たちの生き方に多くの示唆を与えてくれます。

大村教授は、「私は人の倍、失敗している。失敗したからよかった。失敗が必ず役立つと思いながら研究を続けてきた。」と語っています。この言葉からは失敗を必ず成功に結び付けるという大村教授の信念が感じられます。

また、大村教授は、祖母からの「人の役に立ちなさい。」という教えと北里大学の人の役に立つ研究である「実学の理念」を大切に、「微生物の力を借りて多くの人々の役に立つことはないかと絶えず考えていた。」とコメントしています。このことから、常に人のために考え力を尽くし、よりよい社会の形成者として生きることのすばらしさを感じることができます。さらに、「一人でなく、みんなでやるからできる。研究グループの一人ひとりが心一つにして、大きな目的に向かって歩んでいることは幸せだ。」とも話されています。このことから、仲間と協力し、人生を切り開いていく大切さを学ぶことができます。

どうか皆さんも、明確な目標と強い意志をもち、自分と仲間を信じて粘り強く取り組み、ぜひ、夢を実現して社会に貢献して行ってください。

結びになりましたが、〇〇校長先生をはじめ教職員の方々と、本校の教育活動に惜しみないご支援とご協力を賜りましたPTA並びに地域の皆様に心より感謝を申し上げますとともに、〇〇名の卒業生の皆さんのご健康とご活躍を心からお祈りし、お祝いの言葉といたします。平成28年3月18日、港区長武井雅昭、港区教育委員会。

以上です。

○澤委員長 中学校卒業式のお祝いの言葉について、ご意見ございますか。

○小島委員 中学校卒業生へのお祝いの言葉のねらいは、北里大学の^{大村}智教授が何度も何度も失敗しながらも、画期的な薬剤の開発に成功し、世界中の失明の危機にある人を救ったというエピソードを用いながら、失敗が必ず役立つ、失敗があっても継続しなさいと。常に人のために考え力を尽くし、よりよい社会の形成者として生きようということ。仲間と協力して人生を切り開いていく大切さを学ぶことだということ、はなむけとして述べているということですね。もちろんこれでよろしいのですが、大村教授が寄生虫から治療に効果のある薬剤の開発に成功し、実用化に持っていったことが淡々と述べられています。はなむけの言葉の事例の3つのうち、1つや2つでもよいので、聞く子どもたちはもう中学生ですから、かなり化学的な知識と意欲はあると思いますから、どういう寄生虫がどのような働きをすると失明してしまうのか、微生物がどのように寄生虫をやっつけたのか、この微生物からどうして薬が開発されたのか、なぜ失敗したのか。そういう点をこのエピソードにうまく入れてもらえると、これだけ失敗してもさらに頑張れば、夢は実現できるという文章になって、子どもたちにもなるほどと興味深く聞いてもらえる気がします。

○指導室長 担当が作成するにあたって、この程度の内容で、はなむけの言葉に結びつけていくほうが全体のバランスとしてはよいのではないかという判断をしているところです。ただいま小島委員がおっしゃることが入れ込められるのであればそうしたいと思いますが、かなり説明が長くなってしまいます。

○小島委員 なかなか難しいですね。

○指導室長 このことを知らなかった生徒がこれを聞いたのをきっかけに、自分で調べてみようという思いを抱いてくれることが大切ではないかと思えます。

○小島委員 特に盛り込まなくてもよいとは思いますが、どんな微生物がどうやって寄生虫をやっつけたのかを知識として持っている、読み上げる言葉に迫力が表れる気がしますね。

○指導室長 では、参考となる簡単にまとめた資料をご用意させていただきます。

○綱川委員 素朴な疑問ですみません。2か所で薬剤と使っていますが、薬剤と薬の使い方を調べてみてください。

○指導室長 はい。

○澤委員長 それでは確認していただくことにいたします。

いずれにしても、義務教育課程の全てを修了します。立派な中学生となり多くの生徒はさらに進学するわけですが、一つの大きな節目ですね。

こちらについても、お気づきの点がありましたら、指導室へお伝え願います。

それでは、この案件はよろしいでしょうか。

(なし)

5 生涯学習推進課の2月事業予定について

6 図書館・郷土資料館の2月行事予定について

7 2月指導室事業予定について

○澤委員長 次に、「生涯学習推進課の2月事業予定について」「図書館・郷土資料館の2月行事予定について」「2月指導室事業予定について」この3件の定例報告については、配付資料のとおりです。各案件について、ご質問ございますか。

2月3日の教育研究会研究発表ですが、以前は、幼稚園、小学校、中学校と別々にやっていたのを、何年か前から一緒にやるようになったのですね。

○指導室長 昨年度からです。

昨年度は御成門中学校で、今年度は港南中学校で実施します。

○澤委員長 それでは、この案件はよろしいでしょうか。

(なし)

○澤委員長 本日予定している案件は全て終了しましたが、庶務課長、その他何かありますか。

○庶務課長 特にございませぬ。

「閉 会」

○澤委員長 わかりました。なければ、これをもちまして閉会いたします。

次回は、定例会を2月9日火曜日、午前10時から開催予定です。よろしく願いいたします。

皆さん、お疲れ様でした。

(午後4時40分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 澤 孝一郎

港区教育委員会教育長 小 池 眞喜夫